◎新潟県告示第712号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年５月22日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市八箇甲495の２、甲495の３、甲496から甲498まで、甲500、甲543の１、甲544の１、甲546、甲547、甲557の２、甲558から甲560まで、甲568、甲570、甲572、甲573、甲574の１から甲574の３まで、甲575から甲579まで、甲582から甲584まで、甲586から甲588まで、甲590から甲592まで、甲592の１から甲592の３まで、甲593、甲594、甲594の１、甲594の２、甲595、甲595の１から甲595の３まで、甲596から甲602まで、甲605から甲608まで、甲609の１、甲609の２、甲612、甲616、甲617の１、甲632、甲635から甲639まで、甲641から甲643まで、甲645、甲648から甲651まで、甲652の１から甲652の３まで、甲657から甲659まで、甲661、甲663から甲665まで、甲753、甲754の１、甲754の２、甲755、甲756の１、甲757、甲759の１、甲760の１、甲761の１、甲762、甲764、甲766の１、甲767、甲768の１、甲769の１、甲771、甲773から甲778まで、甲782、甲806の１

２　指定の目的

水源のかん養

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）